

## ○都市再生特別措置法の一部を改正する法律

（平成二十四年四月六日法律第二六号）

### 一、提案理由（平成二十四年三月一六日・衆議院国土交通委員会）

○前田国務大臣　ただいま議題となりました都市再生特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。  
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。  
第一に、都市機能が集積し、今後も集積が見込まれる地域である都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、必要な施設の整備や円滑な誘導、情報提供等について官民の協議会が計画を作成する都市再生安全確保計画制度を創設することとしております。

第二に、都市再生安全確保計画に記載された退避施設、備蓄倉庫等の整備や、建築物の耐震化等を促進するため、建築確認、耐震改修の認定等の手続の一本化、備蓄倉庫等の容積率の特例、都市公園における備蓄倉庫等の設置に係る手続の迅速化について措置することとしております。

第三に、都市再生安全確保計画に記載された退避経路、退避施設及び備蓄倉庫の継続的な管理を図るために協定制度を創設することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

このため、大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域において、官民の連携により、ソフト、ハード両面にわたる防災対策を計画的に推進していくための枠組みを早急に構築する必要があります。

## 二、衆議院国土交通委員長報告(平成二四年三月二三日)

なお、本案に対し附帯決議が付されました。  
以上、御報告申し上げます。

○伴野豊君　ただいま議題となりました法律案につきまして、  
国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ  
ます。

本案は、大都市の交通結節点など都市機能が集積した地域に  
おいて、官民の連携により、防災対策を計画的に推進するため  
の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確  
保を図るため、必要な施設の整備や円滑な誘導等について官民  
の協議会が計画を作成する都市再生安全確保計画制度を創設す  
ること、

第二に、計画に記載された退避施設、備蓄倉庫等の整備を促  
進するため、建築確認等の特例を措置するとともに、退避経路、  
退避施設及び備蓄倉庫の継続的な管理を図るための協定制度を  
創設すること

本案は、去る三月十五日本委員会に付託され、翌十六日前田  
国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十一日、質疑を行  
い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

### ○附帯決議(平成二四年三月二一日)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その  
運用について遺憾なきを期すべきである。

一 今後想定される首都直下地震等の大規模災害が発生した場  
合に備え、避難者・帰宅困難者対策に万全を期すとともに、  
豪雨による水害など大都市特有の災害にも対応するものとな  
るよう、運用に当たっては十分配慮すること。

二 本法に基づく避難者・帰宅困難者対策の効果が十分發揮さ  
れるものとなるよう、都市再生安全確保計画の作成に当たっ  
ては、関係地方公共団体の条例との整合を図るなど、関係地  
方公共団体との連携に十分配慮すること。

三 帰宅困難者対策の推進に当たっては、新たに建築物の建築  
を行ふ場合だけでなく、既存の建築物の活用についても民間  
事業者の協力を得ながら実現する必要があることを踏まえ、  
民間事業者の過度な負担とならないよう、引き続き支援制度  
の検討を進めること。

四 大規模災害が発生した場合においては、適切な避難誘導  
や、安否確認情報、災害情報、運行再開見込み等の交通情報

など適切な情報の提供が重要であることにかんがみ、これらに留意した都市再生安全確保計画が作成されるよう、関係者との十分な連携を図ること。

五 備蓄倉庫等について容積率規制の緩和を行つた場合には、避難訓練の実施等の機会を捉えた定期的なチェックや、地方公共団体による備蓄倉庫の管理協定制度の普及を図ること等により、他の用途に転用されることのないよう、対応に万全を期すこと。

### 三、参議院国土交通委員長報告(平成二四年三月三〇日)

○岡田直樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大規模地震発生時における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による安全確保計画の作成、安全確保施設協定制度の創設等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、協議会の設立促進支援策の在り方、法案の対象外となる地域における帰宅困難者対策推進の必要性、災害時要援護者の安全確保の重要性、関連予算規模の拡充の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録

によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。  
以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議(平成二四年三月二九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 今後想定される首都直下地震等の大規模災害が発生した場合に備え、避難者・帰宅困難者対策に万全を期すとともに、豪雨による水害など大都市特有の災害にも対応するものとなるよう、運用に当たつては十分配慮すること。

二 本法に基づく避難者・帰宅困難者対策の効果が十分發揮されるものとなるよう、都市再生安全確保計画の作成に当たつては、関係地方公共団体の条例との整合を図るなど、関係地方公共団体との連携に十分配慮すること。

三 帰宅困難者対策の推進に当たつては、新たに建築物の建築を行う場合だけでなく、既存の建築物の活用についても民間事業者の協力を得ながら実現する必要があることを踏まえ、民間事業者の過度な負担とならないよう、引き続き支援制度

都市再生特別措置法の一部を改正する法律

九二一

の検討を進めること。

四 大規模災害が発生した場合においては、適切な避難誘導や、安否確認情報、災害情報、運行再開見込み等の交通情報など適切な情報の提供が重要であることに鑑み、これらに留意した都市再生安全確保計画が作成されるよう、関係者との十分な連携を図ること。

五 備蓄倉庫等について容積率規制の緩和を行った場合には、避難訓練の実施等の機会を捉えた定期的なチェックや、地方公共団体による備蓄倉庫の管理協定制度の普及を図ること等により、他の用途に転用されることのないよう、対応に万全を期すこと。

六 避難者・帰宅困難者対策の緊急性に鑑み、都市再生安全確保計画の策定に向けた検討状況等について適切に把握し、情報の提供や助言を行うなど都市再生緊急整備地域における取組に対して積極的に支援するとともに、都市再生安全確保施設に関する協定制度の趣旨について土地所有者等に周知を図ること。

右決議する。